



中部ブロック（歯科）における審査上の 取扱い（ブロック取決）のご案内

令和6年1月10日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、心疾患を有する患者に対するスケーリング・ルートプレーニング前の抗菌薬の算定は認められる。	心疾患を有する高度リスク患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングによる菌血症の発症を防止するため、当該処置を行う前に抗菌薬を投与することが臨床上あり得るものと考えられる。	令和6年9月30日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表
2	原則として、「P急発」病名による歯周病処置と同日に、同一部位に対する「I011 歯周基本治療 1 スケーリング」の算定は認められる。	急性症状の状態によっては、歯周病処置を行う歯に対して、同日にスケーリングを行うことが臨床上あり得る。	適用診療月 令和6年4月診療分

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

内科・歯科審査室 歯科審査課

(TEL:052-854-7289) 鶴見

(TEL:052-854-6906) 稲垣